

令和7年度 第3回静岡市債権管理委員会

令和8年1月29日(木)
14:00～15:30 市長公室

次 第

【議題1】 (仮称)静岡市行財政改革推進プランに係る目標収納率について…資料1

【議題2】 令和8年度静岡市債権管理委員会事業計画について …資料2

【議題3】 債権の放棄に関する審議について …資料3

静岡市債権管理委員会委員名簿

(令和7年4月1日現在)

委員長	副 市 長	大 石 貴 生
委 員	財 政 局 長	野 村 一 正
同	葵 区 長	村 松 正 博
同	駿 河 区 長	秋 山 知
同	清 水 区 長	長 澤 秀 紀
同	保健福祉長寿局長	山 本 哲 生
同	こども未来局長	萩 原 祥 古
同	上下水道局長	大 石 一 誠

(仮称)静岡市行財政改革推進プランに係る目標収納率

資料1

市 税		前期実施計画(第4次) (R5～R7年度)			推進プラン (R8～R12年度)						
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
目標値 (%)	合計	99.15	99.25	99.32	99.34	—	—	—	—		
	現年分	99.59	99.62	99.63	99.64	—	—	—	—		
	滞納繰越分	46.95	47.58	47.15	49.65	—	—	—	—		
R5, 6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9～12年度:新規設定 (%)	合計	99.25	○	99.38	○	99.32	○	99.34	→	99.36	
	現年分	99.62	○	99.70	○	99.63	○	99.65	↑	99.67	
	滞納繰越分	49.06	○	53.50	○	47.15	○	46.87	↓	45.62	
目標達成結果 ※[]は政令市順位		達成:[4位]	達成:[3位]	(見込) 達成	目標値 据置き	—	—	—	—	—	
R7収納率見込みの背景		<p>・現年分収納率及び滞縁収納率については、11月末時点の収納率から推計した。 ・令和6年度の実績値から定額減税等の影響(特殊要因)を除き設定した令和7年度の目標値と同率を見込む。</p>									
R8目標設定の理由		<p>・合計収納率は、現年課税分の早期完結を進めることにより、令和7年度を0.02ポイント上回る99.34%とする。 ・現年分収納率は、特殊要因のある年度を除いた過去4年間の平均で前年度を0.0175ポイント上回っているため、令和7年度を0.02ポイント上回る99.65%を目標値とする。 ・滞納繰越分収納率は、令和7年度収入未済額と過去3年間の平均で算出した不納欠損額から滞納繰越調定額を見込み、合計収納率の目標達成できる数値を目標値とする。</p>									
R9～R12目標設定の理由		<p>・政令指定都市の中で合計収納率3位以内を維持していくため、前年度を0.02ポイント上回るベースで目標値を設定し、令和11年度に合計収納率99.40%を達成する。</p>									

国民健康 保険料(税)		前期実施計画(第4次) (R5～R7年度)			推進プラン (R8～R12年度)						
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
目標値 (%)	合計	87.64	88.48	89.24	89.76	—	—	—	—		
	現年分	94.88	95.34	95.44	95.54	—	—	—	—		
	滞納繰越分	22.71	23.97	24.48	24.98	—	—	—	—		
R5, 6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9～12年度:新規設定 (%)	合計	87.73	○	88.57	○	88.05	×	88.07	↓	88.09	
	現年分	94.93	○	94.75	×	94.58	×	94.63	↓	94.68	
	滞納繰越分	22.87	○	24.30	○	21.54	×	22.07	↓	22.61	
目標達成結果 ※[]は政令市順位		達成:[7位]	達成:[6位]	(見込) 未達成	目標値 下方修正	—	—	—	—	—	
R7収納率見込みの背景		<p>・現年分は、口座振替や年金からの特別徴収による収納割合が減少傾向にあることや、被保険者数の減少に伴い一人あたりの保険料負担額が増加傾向にあることなどにより収納状況が悪化しているため、目標値を下回る見込みである。 ・滞納繰越分は、令和6年度現年分の目標未達の影響で、新規繰越額が増加したため、目標値を下回る見込みである。 ・現年分は、初期滞納者への早期催告や、口座振替の加入勧奨などの量的滞納整理の取り組みを加速し、滞納繰越分は、約束不履行者に対する迅速な差押え処分の実行など、滞納処分の方法を最適化することで、収納率の目標達成を目指す。</p>									
R8目標設定の理由		<p>・令和7年度の状況から、これまでの第4次行財政改革前期実施計画の目標を達成することは困難と考える。 ・上記の「令和7年度の収納見込みの背景」を考慮し、令和4年度当初に第4次行財政改革前期実施計画を策定した際の目標値を本推進プランの最終目標値に設定し、令和8年度から12年度までの5年間でこの目標の達成を目指す。</p>									
R9～R12目標設定の理由		<p>・目標の指標として、合計は政令市中6位を、現年分は政令市中5位を、滞納繰越分は政令市中12位をそれぞれ維持するために必要な収納率を目標とする。</p>									

後期高齢者医療保険料		前期実施計画(第4次) (R5～R7年度)				計画未登載	推進プラン (R8～R12年度)						
		R5	R6	R7	R8		R9	R10	R11	R12			
目標値 (%)	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	現年分	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	滞納縲越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
R5、6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9～12年度:新規設定 (%)	合計	98.81	—	98.73	—	98.78	—	98.79	—	98.80	—	98.81	—
	現年分	99.33	—	99.21	—	99.22	—	99.23	—	99.24	—	99.25	—
	滞納縲越分	45.58	—	40.27	—	42.00	—	42.01	—	42.02	—	42.03	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		—:[15位]	—:[15位]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R7収納率見込みの背景		・令和6年度の徴収実績に基づき、令和7年度の徴収率を推計した結果、 令和6年度の実績値と同程度 と見込んだ。											
R8目標設定の理由		・現年分については、R4から徐々に下降している収納率を上昇傾向に転換し、 政令市中15位を維持 するため、 口振勵奨の強化 及び 標準化システムの導入 による コンビニ収納 を開始することにより、毎年度0.01ポイントずつ上昇させることを目標とした。(R2:99.38%、R3:99.38%、R4:99.35%、R5:99.33%、R6:99.21%)											
R9～R12目標設定の理由		・滞納縲越分については、過去5年間で最大値と最小値の差が10ポイント以上あるなど振れ幅が大きく、R6からは下降に転じている収納率を上昇傾向に転換し、 政令市中8位を維持 するため、 財産調査を徹底 し、その結果によって 差押や処分停止など適切な滞納処分 を行うことにより、 毎年度0.01ポイントずつ上昇 させることを目標とした。(R2:42.78%、R3:34.31%、R4:38.82%、R5:45.58%、R6:40.27%)											

介護保険料		前期実施計画(第4次) (R5～R7年度)				推進プラン (R8～R12年度)							
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12				
目標値 (%)	合計	98.64	98.85	99.19	99.20	—	—	—	—				
	現年分	99.45	99.60	99.66	99.67	—	—	—	—				
	滞納縲越分	23.30	27.06	27.07	27.08	—	—	—	—				
R5、6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9～12年度:新規設定 (%)	合計	98.92	○	99.10	○	99.16	×	99.20	→	99.21	—	99.22	—
	現年分	99.62	○	99.66	○	99.66	○	99.67	→	99.68	—	99.69	—
	滞納縲越分	27.74	○	29.31	○	22.08	×	27.08	→	27.09	—	27.10	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		達成:[7位]	達成:[7位]	(見込) 未達成	目標値 据置き	—	—	—	—	—	—	—	—
R7収納率見込みの背景		・現年分は、Web口座振替受付サービスの周知による口座振替の勧奨により 口座振替率が11月末現在39.92%で昨年同時期(36.98%)と比べ2.94%増加 しており、 前年度と同程度の収納率 となる見込みである。 ・滞納縲越分は、収納未済額の縮減により恒常に 納付資力が無いものが滞納者の多くを占める状況 となっており、 収納率の上昇 が見込めず下回る見込みである。 滞納整理強化期間(11月から1月) において、 文書催告の封筒を視認性が高まるよう変更 したり、 電話による滞納折衝も強化 しており、 引き続き収納率の向上 を図るよう滞納整理を進めていく。											
R8目標設定の理由		・現年分は、 引き続き収納率の向上 のため 口座振替の勧奨を進める ため第4次行財政改革前期実施計画の 目標値を据え置き とした。 ・滞納縲越分は、 今年度達成が困難な状況 であるが 財産調査及び滞納処分の取り組みを進めていく 前期実施計画の目標を達成したく 据え置き とした。											
R9～R12目標設定の理由		・現年分は、 令和12年度までに政令指定都市における令和6年度第1位の99.70%(名古屋市、岡山市)を超えるように した。(令和6年度静岡市第4位99.66%) ・滞縲分は、 収入未済額の縮減を図るために引き続き財産調査を実施し、納付資力に応じた滞納処分の取り組みを進めていくこと とし 目標を引き上げた 。											

市立清水病院 診療収入等		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)				推進プラン (R8~R12年度)											
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	95.13	95.31	95.36	95.39	—	—	—	—								
	現年分	99.53	99.54	99.55	99.56	—	—	—	—								
	滞納繰越分	8.68	8.69	8.70	8.71	—	—	—	—								
R5, 6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	合計	95.11	×	95.28	×	95.37	○	95.66	↑	95.76	—	95.86	—	95.96	—	96.06	—
	現年分	99.37	×	99.41	×	99.52	×	99.52	↓	99.53	—	99.54	—	99.55	—	99.56	—
	滞納繰越分	11.40	○	7.77	×	8.73	○	8.74	↑	8.75	—	8.76	—	8.77	—	8.78	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位	未達成 【データなし】	未達成 【データなし】	(見込) 達成	目標値 上方修正	—	—	—	—	—	—	—						
R7収納率見込みの背景	<p>・現年分収納率及び滞納繰越分収納率については、11月末までの収納率の推移から推計した。 ・現年分は、収納率向上のため未収金の発生防止の取り組みとして、「マイナ保険証利用」の推奨(チラシの配布、院内掲示等)を行い、令和6年度実績値(99.41%)を上回る見込みではあるが、現年分を分割納付している患者の内、11月末時点で完納した割合を前年同時期で比較すると、12ポイント余り下回っている。(令和6年度11月末15.15%、令和7年度11月末3.09%)これは、物価高の影響によって、1回あたりの支払額を少額で誓約することで、分納回数が増え、年度内に完納されないことにより、令和7年度目標値(99.55%)を若干下回る見込みの要因となっている。このため、令和8年度では、全庁的に取組んでいる「滞納整理強化期間」とは別に当課独自の「滞納整理強化期間」を設定して、催告強化や分納管理の徹底を図っていく。 ・滞納繰越分は、未収金の縮減に向けた取り組み強化に努め、催告や支払督促制度の活用を実施していることで、収納率は前年同時期の実績値を上回っており、令和7年度目標値を達成する見込みである。</p>																
R8目標設定の理由	<p>・合計は、他都市からの照会(令和6年度合計収納率状況)の集計結果から、13都市21医療機関中、当院は13位であった。この結果を踏まえて、12位の収納率95.60%を超える目標値とする。 ・現年分は、令和7年度推計値(99.52%)が令和7年度目標値(99.55%)を下回る見込みのため、令和8年度目標値を令和7年度推計値の99.52%とし、令和8年度の目標値を下方修正する。 ・滞納繰越分は、令和7年度推計値(8.73%)が令和8年度目標値(8.71%)を上回る見込みのため、令和8年度の目標値を上方修正する。</p>																
R9~R12目標設定の理由	<p>・合計は、他都市からの照会(令和6年度合計収納率状況)の集計結果を踏まえて、令和12年度の目標値を12位の収納率95.60%を超える目標値とする。 ・現年分について、令和5年度及び令和6年度実績は、目標値を達成することが出来なかった。また、令和7年度推計値についても目標値を下回る見込みではあるが、令和9年度以降の目標値は、令和8年度目標値99.52%から毎年0.01ポイント上げることとし、99.56%を目標とする。 ・滞納繰越分についても、令和8年度目標値8.74%から毎年0.01ポイント上げることとし、8.78%を目標とする。</p>																

生活保護費 返還金、徴収金等		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)				推進プラン (R8~R12年度)											
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	分納率(合計)	77.00	79.00	81.00	83.00	—	—	—	—								
R5, 6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	分納率(合計)	77.60	○	79.53	○	77.40	×	79.55	↓	80.48	—	81.50	—	82.34	—	83.00	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位	達成 【データなし】	達成 【データなし】	(見込) 未達成	目標値 下方修正	—	—	—	—	—								
R7収納率見込みの背景	<p>・令和7年度の分納率は、11月末までの実績に加えて、滞納整理強化期間を10月から12月まで例年実施し、年度後半に分納率が高くなる傾向であることから、12月以降は過年度実績を基に推計した。 ・令和7年11月末までの実績は前年比で下回っており、目標値を下回ると見込んでいる。債務者が分納に応じないなど分納困難なケースが例年より多かつたことが影響していると考えている。 ・分納率を債権管理の目標とするのは本市独自の取組であるため、自治体間での比較ができず、手探りの状況で進めている。これまででは、令和8年度に分納率が83.00%となるよう毎年2%ずつ増加させた目標値を設定し取り組んできたが、分納が困難なケースが一定数いることを考慮すると、目標設定値を再考する必要があると考える。</p>																
R8目標設定の理由	<p>・令和7年度の分納率は目標に達しない見込みであるが、分納が困難なケースに対しては、ケースワーカーのみならず査察指導員も同席し分納を促す取組を実施し、令和8年度の目標数値は過去最高実績である令和6年度の実績水準を設定する。</p>																
R9~R12目標設定の理由	<p>・前期実施計画で令和8年度の目標としていた分納率83.00%を、令和12年度に83.00%となるよう計画して目標値を設定した。</p>																

母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金 元金・利子、違約金	前期実施計画(第4次) (R5～R7年度)				推進プラン (R8～R12年度)					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
目標値 (%)	合計	40.25	40.39	40.63	40.93	—	—	—	—	—
	現年分	85.08	85.60	86.12	86.64	—	—	—	—	—
	滞納緑越分	9.67	9.72	10.35	10.40	—	—	—	—	—
R5、6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9～12年度:新規設定 (%)	合計	38.84	×	39.97	×	40.37	×	40.62	↓	40.97
	現年分	83.97	×	84.22	×	84.42	×	85.11	↓	85.81
	滞納緑越分	10.43	○	11.70	○	11.33	○	11.36	↑	11.39
目標達成結果 ※【】は政令市順位	未達成:[12位]	未達成:[13位]	(見込) 未達成	目標値 下方修正	—	—	—	—	—	—
R7収納率見込みの背景	<p>・令和7年11月分までは実績、12月以降は例年年度後半の収納率が高くなる傾向にあること、また、滞納整理強化期間の取り組みを例年同様に実施できていることから、過去実績を基に推計した。</p> <p>・現年分については、令和6年度の実績値(84.22%)は超えるものの、令和7年度の目標値(86.12%)には達しない見込みである。これは、貸付額の95%を占める修学資金は、高校や大学を卒業してから償還が始まるため、借受人や、連帯借受人である就学者本人(こども)の借用認識のなさや償還意識の低さ等が原因と考えられる。この対策として、借受人に対しては、償還が開始する年度以降、年度当初に「償還予定通知」を発送することで償還意識を高めると、滞納が発生した場合は、借受人に定期的に電話催告を行い、反応がなければ、連帯借受人に催告するなど、滞納が長期化してしまうことを未然に防止する取り組みを強化。また、連帯借受人に対しては、令和6年度より貸付時の面談で、制度説明を実施し、資金借入と償還義務について確認しており、今後も実施を徹底することで、将来の収納率向上に効果があると考えている。</p> <p>・滞納緑越分については、サービスへの委託範囲を拡大して早期からサービスによる催告等を実施し、令和7年度の目標値(10.35%)を上回る見込みである。</p>									
R8目標設定の理由	<p>・現年分については、未収金の発生防止・早期回収に向けた取り組みの継続・強化により、また、滞納緑越分については、サービスによる催告の継続、回収の見込みがない債権の放棄等、適正な債権管理の強化により、収入未済額の縮減を進めることで、いずれの収納率も前年度を上回ると見込んでいる。</p> <p>・具体的な目標値については、令和7年度の収納率見込みや過去実績を踏まえて推計した。</p>									
R9～R12目標設定の理由	<p>・令和7年度以前から実施している取り組みの効果が表れてくることも見込み、収納率は上昇傾向となるものと見込んでいる。</p> <p>・具体的な目標値については、令和7年度の収納率見込みや過去実績を踏まえて推計した。なお、政令市の収納率の平均は令和6年度実績で41.4%であり、静岡市はこれをやや下回る状況であるが、目標値を達成することにより、政令市平均は上回る見込みである。</p>									

水道料金	前期実施計画(第4次) (R5～R7年度)				推進プラン (R8～R12年度)					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
目標値 (%)	合計	98.25	98.50	99.15	98.89	—	—	—	—	—
	現年分	99.16	99.39	99.71	99.51	—	—	—	—	—
	滞納緑越分	44.65	45.34	33.06	36.69	—	—	—	—	—
R5、6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9～12年度:新規設定 (%)	合計	98.33	○	99.04	○	99.16	○	99.26	↑	99.27
	現年分	99.09	×	99.69	○	99.71	○	99.71	↑	99.72
	滞納緑越分	51.58	○	57.31	○	33.61	○	28.79	↓	30.09
目標達成結果 ※【】は政令市順位	達成:[17位]	達成:[15位]	(見込) 達成	目標値 上方修正	—	—	—	—	—	—
R7収納率見込みの背景	<p>・現年分は、納付環境の利便性の向上等により11月末時点98.39%となり、前年同月比で0.84ポイント向上して順調である。今後の推移から令和7年度収納率は、99.71%を見込んでいる。</p> <p>・滞納緑越分は、納付指導等の結果、11月末時点の収納率は28.20%で目標に向けて順調である。今後の推移から令和7年度収納率は、33.61%を見込んでいる。</p>									
R8目標設定の理由	<p>・現年分は、令和8年度中に料金改定による料金増額が検討されているが、これまでの取組を継続して前年度同率の維持を見込んでいる。</p> <p>・滞納緑越分は、現年分収納率の向上の結果、令和8年5月までに収入される令和7年度調定分が増えて、滞納緑越分として6月以降に収入される調定分が減ることから、減少するものと見込んでいる。</p>									
R9～R12目標設定の理由	<p>・現年分は、他政令市の推移を参考にすると、収納率99.70%台では急伸は難しく、微増や料金改定年度は維持で推移するよう見込んでいる。</p> <p>・滞納緑越分は、現年分収納率の向上により全体の推移として収納率 자체は減少傾向だが、令和8年度及び令和11年度に検討される料金改定の増額の影響でその翌年度の令和9年度及び令和12年度は滞納緑越分が増えると見込んでいる。</p> <p>・令和12年度の合計収納率として政令指定都市10位以内を目指していく。</p>									

下水道使用料		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)				推進プラン (R8~R12年度)													
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12										
目標値 (%)	合計	98.21	98.49	99.05	98.71	—	—	—	—										
	現年分	99.17	99.41	99.70	99.51	—	—	—	—										
	滞納繰越分	41.05	41.43	30.44	30.62	—	—	—	—										
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	合計	98.24	○	98.90	○	99.07	○	99.19 ↑	99.20	—	99.22	—	99.28	—	99.29	—			
	現年分	99.12	×	99.68	○	99.70	○	99.70 ↑	99.71	—	99.72	—	99.72	—	99.73	—			
	滞納繰越分	47.49	○	48.76	○	33.12	○	26.31 ↓	29.90	—	29.25	—	26.58	—	30.67	—			
目標達成結果 ※[]は政令市順位		達成:[17位]		(見込) 【データなし】		目標値 上方修正		—		—		—							
R7収納率見込みの背景		<p>・現年分は、水道料金の同様の取組で、11月末時点の収納率は、98.35%となり、前年同月比0.71ポイント向上して順調である。今後の推移から令和7年度収納率は、99.70%を見込んでいる。</p> <p>・滞納繰越分は、11月末時点の収納率は26.51%となり目標に向けて順調である。今後の推移から令和7年度収納率は33.12%を見込んでいる。</p>																	
R8目標設定の理由		<p>・現年分及び滞納繰越分も水道料金と同様に見込んでいる。</p>																	
R9~R12目標設定の理由		<p>・現年分及び滞納繰越分も水道料金と同様に見込んでいる。</p>																	

令和8年度静岡市債権管理委員会事業計画

資料2

1 会議の開催 定例:3回(6月、10月、1月を予定)

臨時:随時

2 事業内容

(1)債権管理の総括に関すること

	主な審議及び報告項目	対象
第1回	【報告】令和7年度収入未済額縮減に向けた取組等結果報告 ・滞納整理強化期間実施結果 ・債権管理ヒアリング所管課取組結果	主要債権
	【審議】令和8年度主要債権取組方針	主要債権(所管局長説明)
第2回	【審議】位置付けを変更する債権について	主要債権及びその他債権
	【報告】令和7年度決算における収入未済額の状況	令和7年度決算で収入未済が生じている全債権
	【報告】令和7年度収納率等の実績評価及び令和8年度の課題	主要債権(所管局長説明)
	【報告】令和8年度滞納整理強化期間実施計画の策定	主要債権(所管局長説明)
	【報告】令和8年度ヒアリング実施結果	令和7年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
	【報告】令和8年度債権管理研修実績	
第3回	【審議】(仮称)静岡市行財政改革推進プランを踏まえた指標(目標収納率)	主要債権(所管局長説明)
	【審議】令和9年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	【審議】債権の放棄に関する審議	非強制徴収債権のうち、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

※主要債権:市税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市立清水病院診療収入等、生活保護費返還金、同徴収金、

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子、同違約金、水道料金、下水道使用料

(2)債権の管理に関する研修の実施

No.	時期	研修名	講 師 対 象	上段:R8受講見込 <単位:人>		
				税務部	税外	合計
1	5月	徴収事務・滞納整理事務の基礎、徴収職員の心構え	講師:滞納対策課職員 対象:全債権【新人・新任対象】	33 32(33)	32 32(30)	65 64(63)
2	5月	債権管理とは	講師:滞納対策課職員 対象:全債権【新人・新任対象】	33 32(33)	35 32(35)	68 64(68)
3	5月	債権回収に係る滞納者との折衝方法	講師:滞納対策課職員 対象:全債権【新人・新任対象】	10 10(10)	33 32(33)	43 42(43)
4	5月	給与又は年金の調査及び差押え	講師:滞納対策課職員 対象:強制徴収公債権【新人・新任対象】	12 12(9)	12 12(10)	24 24(19)
5	5月	自営業者に対する滞納整理と多様な財産差押	講師:滞納対策課職員 対象:強制徴収公債権【新人・新任対象】	13 13(9)	11 11(11)	24 24(20)
6	6月	初任者向け滞納整理研修	講師:外部講師 対象:強制徴収公債権【新人・新任対象】	10 10(10)	18 13(18)	28 23(28)
7	6月	組織的滞納整理における係長の役割	講師:滞納対策課職員 対象:強制徴収公債権【新任係長】	5 4(5)	6 5(6)	11 9(11)
8	7月	適正な債権管理事務とは	エスナビ 対象:新規採用職員及び希望職員 ※R7は対象を全職員(見込)から上記対象に変更	24 111(24)	219 1,616(219)	243 1,727(243)
9	8月	搜索について	講師:滞納対策課職員 対象:強制徴収公債権	16 16(10)	11 6(11)	27 22(21)
10	7~9月	自治体における債権回収 ～債務の承継と相続人への請求について～	講師:弁護士 対象:全債権【新人・新任対象】	9 6(9)	43 19(43)	52 25(52)
11	★新規企画 7~9月	非強制徴収債権における債権回収 ～強制執行について～	講師:弁護士 対象:非強制徴収公債権及び私債権【新人・新任対象】	- -(-)	40 -(-)	40 -(-)
12	7~9月	静岡市債権の管理に関する条例に基づく 債権放棄について	講師:弁護士 対象:非強制徴収公債権及び私債権【新人・新任対象】	- -(-)	37 36(37)	37 36(37)
				延べ人数	165 246(152)	497 1,814(453)
						662 2,060(605)

債権の放棄に関する審議

審議概要

非強制徴収債権の権利の放棄(債権放棄)は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により本来議決案件ですが、債権管理上、しかるべき対応が実施されたにも関わらず、回収の見込みがなく債権放棄せざるを得ないことが明らかな場合に限り「静岡市債権の管理に関する条例」による放棄が認められています。

各委員には「議案書」に沿って、条例に規定する放棄要件との適合性などの観点から、当該債権を放棄することの適否について審議していただきます。

○静岡市債権の管理に関する条例(抜粋)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は自治令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかつた当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、その債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について、自治令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった場合で、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。)について、消滅時効の期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)。

令和7年度 債権の放棄に関する総括表

1 債権別・放棄理由別一覧(議案別)

議案番号	債権の名称	法的区分及び消滅時効の期間	人数(人)	件数(件)	放棄金額(円)	放棄の理由(第7条該当号)	所管課
1	老人保護措置費負担金	公債権年 5	1	7	834,896	1号	高齢者福祉課
2	急病センター使用料 (診療収入等)	私債権年 (※)3年又は5年	1	1	9,930	5号	保健衛生医療課
3	診療収入等	私債権年 (※)3年又は5年	2	5	180,580	1号	清水病院医事課
4	診療収入等	私債権年 (※)3年又は5年	36	150	5,976,755	5号	清水病院医事課
5	食材料費実費徴収分(雑入)	私債権年 (※)5年又は10年	12	68	39,680	4号	こども未来課
6	食材料費実費徴収分(雑入)	私債権年 (※)5年又は10年	1	2	6,550	5号	こども未来課
7	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金	私債権年 (※)5年又は10年	1	72	430,695	1号	こども家庭福祉課
8	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金	私債権年 (※)5年又は10年	3	954	6,168,248	5号	こども家庭福祉課
9	児童扶養手当過払金	公債権年 5	1	1	1,983,800	4号	こども家庭福祉課
10	市営住宅使用料	私債権年 5	1	3	26,650	1号	住宅政策課
11	市営住宅使用料	私債権年 5	12	572	9,509,415	5号	住宅政策課
12	住宅費雑入(損害賠償金)	私債権年 10	1	16	309,148	5号	住宅政策課
13	市営住宅駐車場使用料	私債権年 5	1	113	455,989	5号	住宅政策課
14	汚水処理場使用料	私債権年 5	6	318	1,152,485	5号	住宅政策課
15	水道料金	私債権年 (※)2年又は5年	39	123	578,737	1号	お客様サービス課
16	水道料金	私債権年 (※)2年又は5年	15	78	188,542	3号	お客様サービス課
17	水道料金	私債権年 (※)2年又は5年	173	674	1,997,832	4号	お客様サービス課
18	水道料金	私債権年 (※)2年又は5年	972	2,677	8,663,598	5号	お客様サービス課
計	-	-	1,278	5,834	38,513,530	-	-

※令和2年4月1日の民法改正により、令和2年4月1日以降に契約して発生した私債権の消滅時効期間は原則5年になりました。

2 放棄理由による内訳

放棄の理由(条例第7条該当号)	人数(人)	件数(件)	放棄金額		前年度放棄実績金額(円)	対前年比
			(円)	構成比		
第1号(破産等による免責)	44	210	2,051,558	5.33%	3,869,601	53.02%
第3号(法的手続後の残額)	15	78	188,542	0.49%	209,620	89.94%
第4号(徵収停止後相当期間を経過)	186	743	4,021,312	10.44%	4,484,924	89.66%
第5号(消滅時効の期間を経過)	1,033	4,803	32,252,118	83.74%	26,840,340	120.16%
計	1,278	5,834	38,513,530	100.00%	35,404,485	108.78%

3 債権放棄の額、件数の推移(第3回債権管理委員会審議時点)



このグラフは、各年度の第3回債権管理委員会の審議時点の債権放棄議案の金額、件数をもとに作成しており、実際に債権放棄した内容の実績とは、一部異なる場合があります。